

令和5年7月25日

上尾市長 畠山 稔殿

上尾市いじめ問題調査委員会による調査結果に関する所見

保護者

1. はじめに

畠山市長、上尾市いじめ問題調査委員会委員、上尾市教育委員会事務局の方々におかれましては大変多忙の中、中立な立場として関係者への聞き取り、内容の精査、とりまとめをいただき大変感謝申し上げます。

2. 調査結果に関する所見

調査を実施するにあたり以下2点の調査の要望を令和4年11月21日付で送付いたしました。①いじめ事実についての調査、②今回の事案に対する学校側及び上尾市教育委員会の対応の適否
今回いじめ問題調査委員会での調査結果に関して、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに記載されている通り所見を添えられるとのことでしたので記載します。

全ては加害側が数々の非人道的な行為をしなければこのような調査すら必要が無く、ある意味では市教委、学校側も加害側の被害者であるものと考えております。ただし、当方から見ると学校側も被害者側の登校に向けた取り組みより、加害側の登校を優先するなど到底信じ難い対応に絶望を感じました。加害側の自己中心的な登校再開により娘の登校は叶いませんでした。このような事態が再発しないようにいじめ対策推進法、並びにガイドラインに則った対応を行っていただくと共に今後生じるいじめ加害側へ断固たる措置を取っていただくよう切に願いたいと思っております。

3. いじめ事実についての調査

本報告書 P5 加害生徒の被害生徒に対するいじめ行為に記載されている通り、一貫して訴えていたいじめ事実について第三者の立場として真摯に調査をした上で全面的に認定いただいたと確認致しました。

本調査にあたり、委員会が求めていた聞き取りに一部応じられなかったことに関してお詫び申し上げます。

4. 上尾市 中学校および上尾市教育委員会の対応の適否について

4-1. 上尾市立 中学校の対応の適否について

上尾市立 中学校の対応が法に則っておらず、また組織的な対応しておらず極めて杜撰であることを明確にいただいたことについて上尾市いじめ問題調査委員会へ感謝申し上げます。

[判明した不適切な事実について]

4-1-1 犯罪と認識しておきながら警察との連携を行っていない。

本報告書 P8 (2) 〇〇〇〇中学校はいじめ行為が犯罪であることを認めている

本報告書 P9 (4): 警察へ被害届を出したいという事実を知っているにも関わらず警察への相談を含む連携を一切行っていない。

いじめ対策推進法第二十三条 6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

4-1-2 本報告書 P10, P11 (10) (11) (12)

学校側はいじめ重大事態に特化した会議がなされていないのみならず、夏休み明けの 8 月 29 日まで 〇〇〇〇中学校におけるいじめ行為は全く議論すらなされていない。

いじめ対策推進法第二十三条 3 項

学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせ、およびその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童等にたいする指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする

4-1-3 本報告書 P11(14)

令和 4 年 10 月 17 日付「上尾市立 〇〇〇〇中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」を当方に提出するも本内容は 〇〇〇〇中学校いじめ問題調査委員会で議論されたものでないばかりか、宛名にある上尾市教育委員会西倉剛教育長宛へ提出はされていない。

娘に関するいじめ重大事態の調査が 〇〇〇〇中学校における調査委員により行われていた実態はなく、調査をしたことを取り繕うために報告書を限られた職員にて作り上げたものである。

刑法 156 条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

4-1-4 本報告書 P19

〇〇〇〇中学校 〇〇〇〇教頭は被害者の教育の権利よりも加害者の教育を受けさせる権利を優先させようとし、娘の教育を受けさせる権利を侵害した。詳細な内容は以下であり、娘が精神的な被害が大きい中、何とか通常通りの登校に向けて朝の一時でも登校をしていた最中に受けた発言で極めて大きな絶望感を味わった。

令和 4 年度第 5 回上尾市いじめ問題調査委員会会議資料 3

加害者には、憲法二十六条の教育を受けさせる義務があるので、学校側から積極的に登校を促す発言を認めている。加えて同資料において加害者の登校を促したい。公立中学校という中立の立場なのでご了承ください。〇〇〇〇

〇〇〇〇がいつ教室に戻って、い〇〇〇〇を許せるなんか分かりませんよねという発言をしたことを認めている。

4-2. 上尾市教育委員会の対応の適否について

4-2-1. いじめ重大事態として7月19日付様式C報告書にて報告されているが、学校設置者として〇〇中学校のいじめ重大事態調査に関しても何ら把握することもなく、また指導・助言もなされていないことを明確にしてください。

4-2-2. 本報告書 P10 (8)

いじめ重大事態の市長への報告が二週間も経過している

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

第3 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第29条から第32条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることになる。

5. 今回の事実についての要望

5-1 事実の公表

5-1-1 いじめ問題調査委員会による調査報告書の公表

いじめは決してなくなるものではないが、今後可能な限り学校側の不適切な対応が減るよう今回の調査報告書を、報道機関へ広く周知することを要望します。

5-1-2 記者会見による事実報告

上尾市立〇〇中学校は法的に考えても極めて不適切な対応を行いました。教育委員会は学校設置者として事実についての記者会見を通じて報告並びに謝罪をし説明いただくことを要望します。

5-2 関係職員の処分

上尾市教育員会、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇に対し処分審査を行い、厳正な処分を行うことを求めます。処分内容に不服がある場合には対応方法は別途考えます。

6. 謝辞

上尾市教育委員会指導課 〇〇におかれましては日々の多忙な業務の中、上尾市で初めてとなる市によるいじめ重大事態に関する調査において真剣に取り組んでいただいたことを肌身で感じました。心より感謝申し上げます。本謝辞につきましては上尾市教育委員会からも県教育委員会へご連絡をお願い申し上げます。